

教育資金贈与専用口座「ハッピーギフト」のしくみ

- 本商品は、「教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置」の適用商品です。
平成 31 年 3 月 31 日までにお孫さま等への教育資金を一括贈与（最大 1,500 万円まで）される場合の贈与税が非課税となります。
※学校等以外の者に対して直接支払われる金銭については、500 万円を限度とします。
- 口座開設に先立ち、祖父母さま等（以下贈与者）とお孫さま等（以下受贈者）の間で書面により贈与契約を締結いただく必要があります。
- 口座開設にあたっては、受贈者さまから「教育資金非課税申告書」をご提出いただきます。
- 開設可能な専用口座は、受贈者さまお一人につき一口座となります。
- 受贈者さまが 30 歳に達した日に専用口座は終了いたします。
- 本預金にお預け入れできるのは、平成 31 年 3 月 31 日までとなります。

1. 商品概要

項目	内容
商品名	教育資金贈与専用口座「ハッピーギフト」
対象となる預金	普通預金 ※口座開設時に教育資金管理特約を締結させていただきます ※通帳、キャッシュカードを交付いたします。
キャッシュカード	ご希望のお客さまに発行いたします。
適用金利	店頭表示金利（普通預金利率）
ご利用いただける方	直系尊属（（曾）祖父母や親）から教育資金を贈与される 0 歳から 30 歳未満の個人の方
最低お預入れ額（預入単位）	100 万円（1 円単位）
お預入れ限度額	1,500 万円（利息は預入限度額に含みません）
取扱店舗	当行本支店の窓口にて口座開設いただけます。 ※インターネット支店「あきたびじん支店」ではお取扱いいたしません。
お預入時のご留意点	<ul style="list-style-type: none">●当預金は、贈与者さまと受贈者さまで締結した贈与契約に基づいた金額（非課税深刻金額）と同額以外のお預け入れはできません。●限度額以内で増額預入が必要な場合は、新たな贈与契約、非課税申告が必要となります。（追加預入は平成 31 年 3 月 31 日まで、口座開設店のみでの取扱となります。）●贈与契約日から 2 ヶ月以内にお預け入れしていただく必要があります。●ATM からのお預け入れはできません。
お引き出し方法	口座開設店窓口・ATM で随時お引出しいただけます。 ※ATM のご利用は、キャッシュカードを発行されたお客さまのみとなります。キャッシュカードを発行されないお客さまは、窓口のみでのお引出しとなりますので、ご了承ください。
管理手数料	無料 ※ATM をご利用の場合、ATM 利用手数料が発生する場合がございます。

付随取引のご留意点	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替等の自振設定はできません。 ●教育資金ご入金以外の振込口座に指定はできません。 ●教育資金、預金利息、ATM手数料のお引出し以外の受払いはできません。
-----------	--

※非課税措置の適用には「領収書等」の提出等が必要になります。詳しくは次頁以降をご参照ください。

2. 口座開設のお手続きに必要なもの

項 目	内 容
受贈者さまのご本人確認書類 (原本)	運転免許証、保険証、旅券 等 ※ <u>受贈者さまが未成年の場合は、受贈者さまと親権者さまのご本人確認書類とともに受贈者さまと親権者さまの関係がわかる確認書類(住民票等)も必要となります。</u> ※受贈者が30歳以上の場合、本預金は作成できません。 ※住民票等は発行日以降6ヶ月以内のものをご提出ください。
受贈者さまのご印鑑	口座開設にあたり、 <u>お届けいただくご印鑑</u> をご用意ください。
戸籍謄本・ 住民票謄本等 (原本)	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、 <u>贈与者さまが受贈者さまの直系尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本をご提出いただきます。</u> ※戸籍謄本は「筆頭者」の本籍地を管轄する「市役所」等にて取得できます。詳しい取得方法につきましては、市役所等の戸籍担当窓口にてご確認ください。 ※戸籍謄本・住民票謄本等は発行日以降6ヶ月以内のものをご提出ください。
贈与契約書 (原本)	予め書面にて贈与者さまと受贈者さまとの間で贈与契約を締結していただき、 <u>贈与契約書の原本をご提示いただきます(写しをとらせていただき原本をお返しいたします)。</u> ※贈与契約日から2ヶ月以内に弊行にお預け入れいただく必要がございますのでご注意ください。 なお、贈与契約書の書式は店頭備付のもの、または当行ホームページ・国税庁ホームページより書式をダウンロードすることができます。
教育資金非課税 申告書 (原本)	非課税措置の適用を受ける金額(お預け入れ金額と同額である必要があります)等を記載していただきます。 申告書は当行より税務署に提出いたします。用紙は店頭にご用意しております。 また、当行ホームページ・国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。 ※「学校等」に対して直接支払われる教育資金については、上限1,500万まで、「学校等以外の者」に直接支払われる教育資金に関しては上記1,500万円のうち最大500万円までとなります。詳しくは後記5又は文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について(文部科学省ホームページにも掲載されています)」をご参照ください。 ※文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

贈与資金	<p>以下の①～③の方法にてあらかじめご用意いただき、お預け入れできます。</p> <p>① 現金等をご持参いただき、本口座開設日にお預け入れ頂く方法</p> <p>② すでに当行にお持ちの受贈者さまの口座にあらかじめお預け入れいただき、本口座開設日に本口座へ振り替えて頂く方法 ※受贈者さまの通帳とお届け印をお持ちください。</p> <p>③すでに当行にお持ちの贈与者さまの口座にあらかじめお預け入れいただき、本口座開設日に本口座へお振込み頂く方法 ※贈与者さまの通帳とお届け印、および受贈者さまの来店が必要となります。</p>
------	---

3. 口座開設の流れ

①贈与契約のご締結及び必要書類等のご準備	<p>贈与契約のご締結と必要書類のご準備をお願いします。</p> <p>※「2. 口座開設のお手続きに必要なもの」をご覧ください。</p>
②ご来店	<p>受贈者さま(未成年者の場合は親権者さまとともに)にご来店いただきます。</p> <p>贈与者さまの口座から本預金へ振替える場合は、贈与者さま(ご本人)にもご来店いただきます。</p>
③口座開設手続き	<p>「教育資金非課税申告書」、「確認書」等の申込書類をご記入・ご捺印等していただき、受贈者さまのご名義で口座を開設致します。</p> <p><u>贈与契約日から2か月以内に弊行にお預け入れいただく必要があります。お預け入れ上限額は1,500万円ですのでご注意ください。</u></p>
③ 通帳のお渡し	<p>通帳をお渡しして口座開設のお手続きは完了となります。</p> <p>※キャッシュカードは後日郵送いたします。</p>

※平成31年3月31日までは追加のお預け入れも可能です(ただし、お預け入れ限度額は合計で1,500万円までとなります)。贈与契約書、お通帳、お届けのご印鑑、追加教育資金非課税申告書、ご本人さま確認書類等をご用意いただき、口座開設店の窓口にてお手続きができます。口座開設店以外でのお取扱いはできませんのでご注意ください。ATMでのお預け入れはできません。

4.お引出し及び領収書等のご提出

窓口またはATMから本預金をお引出しの上、教育資金を支払い、後日当該領収書等を弊行にご提出いただきます。領収書を提出される際は、『「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する領収書等明細一覧』を添付してご提出ください。

※領収書等に記載される支払い年月日は、口座からの引き出しと同じ年に属することが必要です。

同じ年に属していない場合、引き出し金は教育資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となります。

お引出し時の必要書類等(窓口にてお引出しの場合)

お通帳、お届けのご印鑑

※20歳以上の受贈者さま、または親権者さまとのお取引に限定させていただきます。

(未成年者単独でのお引出しは出来ません)

※親権者さまがお引出しされる場合は、受贈者さまと親権者様の本人確認書類及び、関係が分かる確認書類が必要となります。

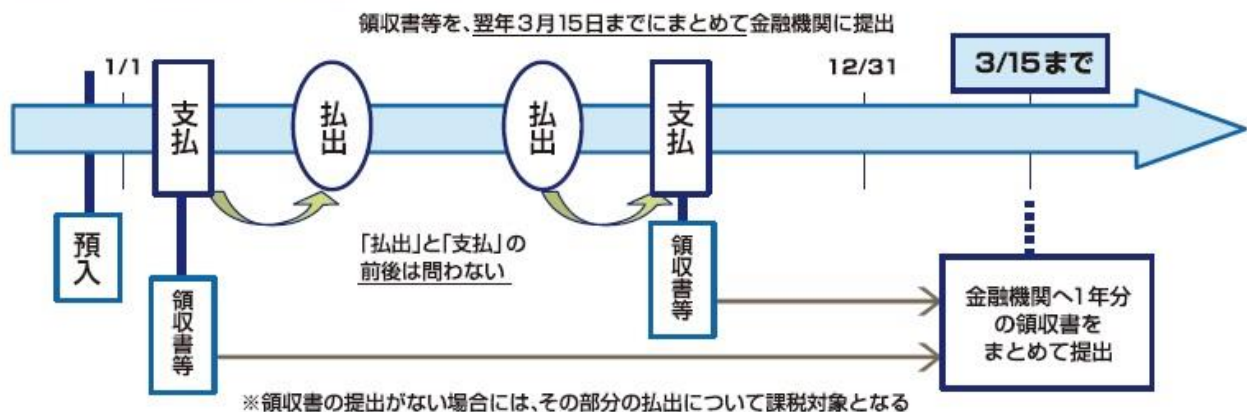
領収書等のご提出

領収書等(原本)及び「領収書等明細一覧兼確認書」を領収書等に記載の支払年月日の属する年の翌年の3月15日までに弊行へご提出ください。

期限までにご提出いただけない場合、引出し金は教育資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。

※お引出し金の一部または全部を口座に戻し入れることはできません。

◇お預入れ～領収書等の提出までの流れ(イメージ図)



5. 非課税措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲

(1) 学校等に対して直接支払われる金銭

学校等※への支払いは上限1,500万円

※学校等…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール(国際的な認証期間に認証されたもの)等

(2) 学校等以外の者※に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記1,500万円のうち、500万円を上限として非課税となります

※学校等以外の者…学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等

※物品の販売店等業者への支払いであっても、学校等における教育に伴って必要な費用で、

学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは(2)に該当します。

具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面で業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指します。

※領収書等が発行されることが必須となります。

(3) 対象となる費用

① 学校等への支払いの場合

入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学(園)試験の検定(試験)料、学用品費、修学旅行費、学校給食費等

② 学校等以外の者への支払いの場合

- ・ 学習塾やスポーツ教室などに直接支払われる月謝等
- ・ 学校等で必要となる教科書や教材等を業者から直接購入する場合等
- ・ 通学定期券代、留学渡航費等

6. 領収書等について

(1) 領収書等の種類

領収書等は原本をご提出ください。弊行で内容を確認し、原本をお返しいたします。

① 領収書

領収書には、支払日、金額、支払者(宛名=受贈者さま、摘要等に受贈者さまの氏名が記載されている場合は受贈者さまの親権者さまでも可)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要^{※1}が記載されていることが必要です。

② 領収書以外の「支払の事実を証する書類^{※2}」

「支払の事実を証する書類」には支払日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要^{※1}が記載されていることが必要です。

※1) 資金使途(例「〇〇代として」の記入が必要です。また学校等以外の者(塾や習い事)で必要な費用を直接支払う場合の領収書については、資金使途に加えて、その内訳(例「〇月分〇〇料として(〇回または〇時間等)」)についても記載されていることが必要です。

※2) 「支払の事実を証する書類」は文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」のQ & A (Q5-3)で例示されています。要件が不足する場合には振込依頼書等を合わせて添付することにより要件を明確にする必要があります。
なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含まれます。

(2) 学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払う場合

上記(1)の「領収書等」に加えて「学校等の書面[※]」をご提出いただくことが必要です。

※年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」等、学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。なお、書面には学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。

非課税となる結婚・子育て資金の範囲、「学校等」・「学校等以外」の区分、「領収書等」についての詳細は、文部科学省作成の「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について(文部科学省ホームページにも記載されています)」をご参照ください。

※文部科学省ホームページ http://www.mext.gp.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

7.本預金の教育資金管理特約の終了

教育資金管理特約は以下のいずれかに該当する場合、終了いたします(本預金はただちにご解約いただきますので、引き続きご利用になることはできません。)

- ① 受贈者さまが30歳になられた場合
- ② 受贈者さまが亡くなられた場合
- ③ 本預金の残高が零となり、受贈者さまと当行とで特約を終了させることで合意した場合

上記①又は③の事由により教育資金管理特約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、特約の終了した日の属する月の翌月末日までにご提出ください。

上記事由が発生して特約が終了した場合、本預金は解約していただきますので、お通帳、お届けのご印鑑、及び本人確認資料をお持ちください(受贈者さまが未成年の場合、受贈者さまと親権者さまの確認書類及び関係がわかる確認書類が必要となります)。

8.その他ご注意事項

(1)本預金にお預け入れいただく前に支払われた教育資金は、非課税措置の適応対象外となります。

(2)お預け入れされた資金を減額することはできません。

(3)本預金から引出し後に教育資金を支払う場合、引出し時にお支払先等をお聞きすることがございますので、予めご了承ください。また期限までに領収書等のご提出が無い場合、教育資金管理特約が終了となった年に贈与があったものとして、贈与税が課税されます。

(4)上記7の①または③の事由により教育資金管理特約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額※がある場合には、その残額が、特約が終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税が課税されます。②の事由により特約が終了となった場合は、贈与税は課税されません。

※以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。

①預入金額のうち、お引出しをしなかった部分

②お引出し金額のうち、次の部分

- ・教育資金のお支払に充当しなかった部分(年間のお引出し合計額が年間の領収書等の合計金額を越える部分を含みます)
- ・教育資金の支払いと引出しの年が異なる部分
- ・教育資金の支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分
- ・学校等以外の者への教育資金の支払いで累計500万円を越える部分

(5)学校等への振込みにかかる振込手数料等は非課税措置の対象とはなりません。

(6)その他本預金の特約に反する取扱いがあった場合には非課税措置の対象外となる可能性がありますので予めご了承ください。また、この特約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容及び取扱いの

期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更特約が発効するものとします。

(7) 本制度は、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の特例と併用することができます。ただし、結婚・子育て資金の一括贈与にかかる非課税措置の特例を受けるために提出した領収書等は、本制度では非課税の適用を受けることはできません。子の育児にかかる費用については、結婚・子育て資金の贈与の特例と対象範囲が重複する部分がありますが、一回の支払いについて、結婚・子育て資金の贈与の特例と重複して払い出すことはできませんので、ご注意ください。

以上